



確定申告

1.確定申告は、住民税にも影響

2.源泉徴収口座と確定申告

3.e-Taxの利便性向上

1.確定申告は、住民税にも影響

通常、会社勤めの方は年末調整で配偶者控除等の人的控除や保険料控除を反映した正しい税額が計算されているため、自分で確定申告をする必要はありません。しかし、次のような場合は確定申告することで所得金額から控除される金額が増え、所得税が還付されます。

- ・年末調整後に子が生まれた
- ・配偶者の年収が少なく控除対象となることがわかった
- ・生命保険や地震保険料、iDeCoの掛け金を年末調整で申告しなかった
- ・年間10万円を超える医療費がある
- ・寄付やふるさと納税をした

所得税の還付金があるというのもメリットですが、それ以上にメリットがあるのは確定申告をすることで新年度の住民税が少なくなるということです。医療費控除などで課税所得が減った場合、課税所得が減少したという情報は市区町村にも共有されます。そのため、課税所得を基に算出される住民税も少なくなります。課税所得195万円以下の人であれば、所得税の税率は5%（復興特別所得税を含まない。以下同じ）、これに対して住民税は一律10%ですから、確定申告で戻ってくる所得税が約5,000円だとすると新年度の住民税は約1万円少なくなります。

2.源泉徴収口座と確定申告

株の売買をする際に、確定申告を不要にするために「源泉徴収あり」の特定口座(源泉徴収口座)を選択している人は多いと思います。源泉徴収口座を開設している場合、譲渡所得に対して20% (所得税(15%)、住民税(5%))が源泉徴収されます。株式等の配当金も同様です。源泉徴収口座を開設している場合は確定申告する必要はありませんが、次の(1)、(2)の場合、確定申告により税金の還付を受けられることがあります。申告するかどうかは口座ごとに選択できます。

(1)上場株式等の譲渡に関し確定申告を行う場合

源泉徴収口座を複数開設している場合、確定申告しなければ口座ごとに源泉徴収税額が決定されます。そのため、複数口座の合算では譲渡損失となる場合でも、利益の出ている口座があれば、その口座に対しては課税されます。複数口座の利益と損失を合算する(損益通算)には確定申告が必要です。損益通算によって課税される譲渡所得が減少するため、税金が還付されることとなります。その他、株の譲渡損失が出ている場合、3年間譲渡損失を繰り越すことができます。損失の繰越を行う場合にも確定申告する必要があります。

(2)上場株式等の配当等に関し確定申告を行う場合

配当等に関しては総合課税と申告分離課税のどちらかを選択して確定申告します(利子所得は総合課税の選択不可)。総合課税とは、給与所得といった他の所得と配当所得を合算して所得税率を求めるものです。この場合、配当所得に対しては配当控除税率が適用され、通常よりも低い所得税の累進税率・住民税率となります。配当控除税率と源泉徴収口座の税率の関係から、課税所得695万円以下の人であれば、確定申告した方が配当所得に対する税金は少なくなります(住民税の申告不要制度を選択する場合は例外があります)。

申告分離課税とは、他の口座の株式の譲渡損失と配当等の損益通算をして所得税率を求めるものです。他の口座で譲渡損失が出ている場合には税金を少なくすることができます。申告分離課税の場合には配当控除税率の適用がなく、税率は源泉徴収口座と変わらず、20%です(源泉徴収口座が1つだけの場合、配当金の受入口座と株式の譲渡損失が生じた口座が同じであれば、源泉徴収時に損益通算が行われます。そのため、譲渡損失繰越をしないのであれば、確定申告をする必要はありません)。

以上のような確定申告を行う際には、注意も必要です。扶養に入っている方が確定申告を行うと、所得金額によっては扶養から外れてしまうことがあります。国民健康保険料や介護保険料が増え、70歳以上の方は場合によっては医療費の自己負担割合が3割になってしまうこともあり得ます。確定申告で還付が受けられるものの、不都合な結果となることがありますのでご注意ください。また、以前は株や配当について所得税の確定申告をすると住民税も申告したものとされていましたが、現在は所得税と異なる住民税の賦課方式も選択できるようになりました。詳しい手続きは市区町村の税務課までお問い合わせください。

3.e-Taxの利便性向上

パソコンやスマホを使える人は、確定申告書の作成に当たり国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」の利用をお勧めします。画面の指示にしたがって必要事項を入力してだけで申告書が作成できるので、大変便利です。「確定申告書作成コーナー」ではe-Taxによる提出と印刷した書面による提出(持参、郵送)のいずれかを選べますが、このうちe-Taxによる提出が従来と比べて便利になりました。

従来、入力済みの申告書をそのままe-Taxで送信するためには、事前にマイナンバーカードなどの電子証明書が入ったカードとカードリーダーを用意し、税務署に電子申告・納税等開始届出書を提出して利用者識別番号(ID)とパスワードの発行を受けることが必要でした。しかし、平成30年分の確定申告からマイナンバーカード方式とID・パスワード方式の2つの選択肢が用意され、利便性が向上しています。

マイナンバーカード方式の場合、用意するのはマイナンバーカードとカードリーダー(カードリーダーに替えてマイナンバーカード対応スマートフォンでも可)のみとなり、税務署が発行するID・パスワードは不要となりました。

ID・パスワード方式の場合、用意するのは税務署窓口で発行されるID・パスワードのみで、マイナンバーカードとカードリーダーは不要となりました。税務署窓口でのID・パスワードの発行は運転免許証等の本人確認書類さえ持参すればどこの税務署でもでき、手続きも5分ほどで済みます。また、ID・パスワード方式であれば、給与の支給箇所が1か所で、かつ年末調整が済んでいる場合、医療費控除、寄付金控除(ふるさと納税など)のみの申告であれば、スマートフォン専用画面から確定申告書の作成・提出ができるようにもなりました(ただし、ID・パスワード方式はマイナンバーカードとカードリーダーが普及するまでの暫定的措置(おおむね3年間)とされているため、将来的に使えなくなる可能性があります)。

e-Taxでは、確定申告期間中は24時間いつでもデータ送信できます。税務署窓口への持参や必要書類の提出にかかる送料負担がなくなり、マイナンバーを記載した書類の紛失といった事故の心配もなくなります。また、還付申告の場合は紙の申告よりも早い3週間以内を目途に税金が還付される、といったメリットもあります。源泉徴収票や寄付控除証明書などの資料を5年間自宅で保管しておき、税務署から要請があった時に提出・提示できるようにしておく必要はありますが、税務署への持参や郵送提出が面倒という方は、試してみたいかどうかでしょうか。